

入札公告

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和2年7月21日

佐倉市長 西 田 三十五

1 制限付き一般競争入札に付する事業

(1) 事業名称

令和2年度個人番号カード等裏書印字プリンター機器賃貸借

(2) 事業場所

佐倉市役所市民課 外4箇所

(3) 契約期間

契約日～令和7年9月30日

(4) 使用開始日

令和2年10月1日

(5) 事業の概要

別紙仕様書のとおり

(6) 予定価格

ア 予定月数に基づく総額の予定価格（消費税及び地方消費税の額を含みます。）

金 5,831,100 円（入札書比較価格 5,301,000 円）

イ 月額単価（消費税及び地方消費税の額を含みません。）

金 88,350 円/1月当たり

(7) 入札の方法

ア 電子入札の方法により行います。

イ 入札回数は、1回とします。

(8) 契約の種類

月額（消費税及び地方消費税の額を含みます。）による契約とします。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札参加者に必要な資格に関する要件は、次のとおりです。

(1) この事業の公告日現在において、佐倉市一般（指名）競争入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」といいます。）に登載されている方のうち、次の要件のすべてを満たしている方

ア 資格者名簿の登録部門に関する条件

「物品」部門

イ 資格者名簿の登録業種に関する条件

「リース」

ウ 資格者名簿の登録地区に関する条件
「市内」、「準市内」、「県内」、「県外」

エ 事業経験に関する条件
ありません。

オ 事業所確認調査実施要領（平成 18 年 9 月 1 日制定）第 8 条第 2 項の規定に該当していない方

（ 2 ）上記（ 1 ）の要件を満たし、かつ、この事業の公告日から開札日までの間において、次の要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 4 年 5 月 1 日制定）に基づく指名停止、又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 11 年 11 月 25 日制定）に基づく指名除外を受けている者

イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者

ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者、又はこの事業の開札日の前 6 か月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出した者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

（ 3 ）同一人が代表者となっている法人等は、重複して入札参加申請をすることができません。

（ 4 ）事業協同組合等が入札参加申請をする場合は、その組合等の構成員となっている方は、単独で入札参加申請をすることはできません。

3 入札参加申請に関する事項

（ 1 ）入札参加申請の期間

令和 2 年 7 月 21 日（火）午前 9 時から

令和 2 年 7 月 28 日（火）午後 4 時まで

ただし、午前零時から午前 8 時までを除きます。

（ 2 ）入札参加申請の方法

この事業用の「誓約書及び実績等届出書」に、必要事項を入力した電子ファイルを、電子入札システムの添付機能を利用して添付して、電子入札システムにより申請してください。

「ちば電子調達システム」内の「電子入札システム」

<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

（ 3 ）資格確認結果の通知

ア 入札参加資格確認結果は、令和 2 年 7 月 30 日（木）午後 4 時までに電子入札システムにより通知します。

イ 入札参加資格がないと決定された方は、通知を送信された日の翌日から起算して 3 日以内（3 日目が佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第 13 号）に定める市の休日（以下「市の休日」といいます。）の場合はその直後の市の休日でない日まで）に、文書により市長に対して説明を求めることができます。

4 事業内容説明等に関する事項

（１）設計図書等を示す場所

ア 佐倉市契約検査室ホームページ

http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/11-2-0-0-0_5.html

イ 「ちば電子調達システム」内の「入札情報サービス」

<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

申請書等の作成説明会及び事業説明会は行いません。

（２）設計図書等を示す期間

公告日の午前 9 時から入札参加申請期限日の午後 4 時まで

（３）設計図書等の入手方法

ア 佐倉市契約検査室ホームページの「制限付き一般競争入札」の「物品部門（物品の買入れ・印刷製本）」をクリックし、表示されたページから、該当案件の「申請書・仕様書等」に保存されている電子ファイルをダウンロードしてください。

イ 「ちば電子調達システム」の「入札情報サービス」で「物品・委託」を選択し、「入札予定（公告）」ボタンをクリックして表示されたページにおいて、調達機関を「佐倉市」、調達区分を「物品の購入」として検索し、該当案件の「表示」ボタンをクリックして表示された画面の「説明文書等」に保存されている電子ファイルをダウンロードしてください。

5 質問及び回答

ア 設計図書等に対する質問書を提出する場合は、この公告の事業の事業説明書で指定する日時までに、使用印の押印された質問書をファクシミリにより事業担当課に提出してください。

イ 回答は、質問者に対してファクシミリにより行います。

ウ 質問が無い場合、質問書の提出は必要ありません。

6 入札

（１）入札書の提出期間

令和 2 年 8 月 3 日（月）午前 8 時 30 分から

令和 2 年 8 月 5 日（水）午後 4 時 00 分まで

ただし、午前零時から午前 8 時までを除きます。

（２）入札書の提出方法

ア 電子入札システムにより、入札金額を入力してください。

イ 「入札金額付表」の電子ファイルを電子入札システムの内訳書添付機能を利用して添付してください。

ウ 入札金額と入札金額付表を電子入札システムにより提出してください。

(3) 入札金額

入札金額は、消費税課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札金額付表に記載した税抜きの月額単価を設計図書に記載された予定月数で乗じて算出した総額を入力してください。

(4) 入札金額付表

ア 入札金額付表は、必ずこの公告の事業専用の入札金額付表をダウンロードして使用してください。

イ 入札金額付表には、入札日、宛名、商号又は名称、代表者の職氏名、事業名称、事業場所を明記するとともに、1月当たりの税抜き月額単価及びその単価に設計図書に記載された予定月数を乗じて算出した総額を記載してください。なお、入札日は、実際に入札金額付表を送信する日を記載してください。

ウ 入札金額付表の総額と電子入札システムで入力する入札金額は、必ず一致するものとします。

(5) 入札保証金

入札保証金は、免除します。

ただし、佐倉市財務規則（平成元年佐倉市規則第6号）第131条第2項の規定により、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、落札価格の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとします。

7 開札

(1) 開札の日時

令和2年8月6日（木）午前9時05分から

(2) 開札の場所

佐倉市役所1号館6階第1会議室

(3) 開札の方法

ア 開札は、開札立会人の立会いのもと公開して行います。

イ 開札立会人は、入札書を送信した方の中から、抽選により選定します。選定された開札立会人へは電話により通知します。通知を受けた開札立会人は、これを辞退することができません。選定された開札立会人全員が辞退した場合には、入札に関係の無い職員をもって開札立会人に充てます。ただし、傍聴人の中に入札参加者がいる場合には、その中から開札立会人を選定する場合があります。

(4) 無効となる入札

ア 佐倉市電子入札約款第7条各号に該当する入札

イ 入札金額付表の添付が無い入札又は入札金額と入札金額付表の総額が異なる入札

ウ 入札金額付表に記載された月額単価が、上記1(6)イの月額単価に係る予定価格を上回る入札

(5) 落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札された方を落札

者として決定します。

(6) 落札価格及び契約価格の決定

ア 送信された入札金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます。）をもって落札価格とします。

イ 入札金額付表に記載された 1 月当たりの単価に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます。）をもって契約価格とします。

8 契約

(1) 契約書の作成

この公告の事業の契約に当たっては、契約書の作成を要します。

(2) 契約保証金

佐倉市財務規則第 147 条の規定によります。

(3) 支払い方法

月払い

(4) 特記事項

ア この事業は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約を予定しています。これは、契約のみを長期継続して次年度以降にわたって締結する特例です。この場合は、各年度における経費の予算の範囲内で給付を受けなければならないこととされていますので、落札者との契約締結にあたっては、下記の機器類賃貸借約款記載例の事項が入ることとなります。

イ 契約期間は、本公告文 1 の (3) 記載の期間とします。

ウ 賃貸借期間は、本公告文 1 の (4) 記載の日から契約期間の末日までとします。

エ 契約額は、月額（消費税及び地方消費税の額を含みます。）とします。

記

機器類賃貸借約款記載例

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、賃借人は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の 2 月前までに、賃借人に通知しなければならない。

(契約解除に伴う措置)

第 条 … (略)

3 第 条の規定により、この契約が変更又は解除された場合において、賃借人に損害が生じたときは、賃借人は賃借人に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、賃借人と賃借人とが協議して定める。

9 留意事項

(1) システム障害等

ア 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、入札日時を延期し、又は紙入札への移行をすることがあります。

イ 入札参加者において、システム障害その他電子入札システムによる入札参加が困難な場合は、佐倉市電子入札システム運用基準 3.7「電子入札案件に紙入札業者として参加する場合」に定めるとおりとします。(詳細は、佐倉市契約検査室ホームページ「紙入札方式での参加について」をご参照ください。)

(2) 提出された申請書等は、返却しません。なお、申請書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)及び同法施行令(平成 13 年政令第 34 号)等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用することはしません。

(3) 異議申立て

ア 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明その他の理由をもって、異議を申し立てることはできません。

イ 入札の執行は、佐倉市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、開札の日時を延期し、又は取りやめることがあります。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできません。

(4) この公告に記載する事項以外の事項については、佐倉市電子入札システム運用基準及び佐倉市電子入札約款のとおりとします。

10 担当

(1) 事業担当課

市民部市民課

電話：043-484-6122

ファクシミリ：043-486-2507

(2) 入札執行担当課

契約検査室

電話：043-484-6111

ファクシミリ：043-486-1919

佐倉市契約検査室ホームページ

http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/11-2-0-0-0_5.html

「ちば電子調達システム」内の「入札情報サービス」

<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>